## 3. 工業関係等

| | 事項名(所管省庁) | 番号 | 対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針 | 現状 | 備考 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **1.JIS** | | | | | | |
| 1 | (黄銅製給水栓と給水栓取付けﾈｼﾞ) 通 | 82026<br>82054 | 黄銅製給水栓のＪＩＳ化は技術的に困難。給水栓取付けﾈｼﾞについては、昭和57年度のJIS改訂作業の対象とし、検討を行う。 | 平成3年8月、JISの改正により、黄銅製給水栓の使用が可能となり、取付けネジの規格も国際整合化を行った。 | ※ | |
| 2 | (ｺﾞﾑ加硫測定装置) 通 | 87334 | ＪＩＳ化にあたっては、ISOとの整合化を図るとともに、今後の規格改正及び制定作業においてもISOとの整合化を前提に進める。 | 平成6年、左記措置を実施。 | ◎ | |
| 3 | (ｱﾙｶﾘ蓄電池) 通 建 | 00208 | 「電気設備共通仕様書」における仕様の明確化を図るとともに、ＪＩＳ規格とIEC規格の整合化のため、ＪＩＳ規格の見直し、国際規格の統一化に取り組む。 | 左記措置を実施するため、平成5年4月に「電気設備工事共通仕様書」、平成6年1月にJIS規格の改訂を行った。 | ◎ | |
| 4 | (衣料品の取扱ﾗﾍﾞﾙ) 通 | 10201 | 国内規定の十分な定着を図るとともに、中期的には規格・基準の国際的整合化の観点から、ISO規格にＪＩＳ規格を整合化させる方向で検討を進める。 | ISOにおいて「試験・評価方法」の規定に関する実質的審議が開始されたところであり、我が国も同審議に積極的に参加している。その結果を踏まえ、ISO規格にＪＩＳ規格を整合化させる方向で検討する。 | ○ | * |
| | 通 | 10201 | ＪＩＳ規格において衣料品ラベルの禁止事項を赤色で表示する規定については、6年度中にＪＩＳ規格を改正し削除する。 | 平成7年3月、左記措置を実施。 | ◎ | |
| 5 | (電動車椅子) 通 | 10205 | ＪＩＳ規格の基準については、問題提起者に説明済。他に販売上の問題があるかについては問題提起者に照会中であり、問題があれば関係者間で協力の上適切に対応する。 | 現在まで問題提起者から、販売上の問題についての指摘はない。 | ○ | * |
| 6 | (国際基準への整合化) 通 | 10502 | 今後とも、GATTｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞｺｰﾄﾞで例外とされている分野を除き、国際規格との整合化の観点から厳重に見直す。 | 平成7～9年度の3カ年で約1,100の規格について国際規格との整合化作業を実施した。 | ◎ | |
| 7 | (国際基準との関係の明記) 通 | 10502 | ＪＩＳｲｱｰﾌﾞｯｸについては、国際規格との関係を明確化する観点から、平成6年度中を目途に改善する。 | ＪＩＳ規格と国際規格との整合関係について、平成6年8月発行のＪＩＳｲｱｰﾌﾞｯｸに明記した。 | ◎ | |
| 8 | (工業用X線ﾌｨﾙﾑ) 通 (経企) | 20302<br>41303 | 国際規格案がまとまれば、その段階で、同案と整合する分類基準をＪＩＳに規定する。 | 平成9年2月、国際規格案と整合したJISK7627を制定した。 | ◎ | |

## 3. 工業関係等

| 事項名(所管省庁) | 番号 | 対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針 | 現状 | 備考 | |
|---|---|---|---|---|---|
| **2.高圧ガス保安法** | | | | | |
| **(1)輸入届出等の廃止** | | | | | |
| 1 *(自動車に附帯した消火器)* *(厚)通* | 82001<br>85205 | 高圧ガスの安全性等の観点から許可(荷揚げ地の都道府県知事に輸入許可申請)が必要。 | 平成8年、輸入許可を廃止。同9年、自動車と一体で設計され、組み込まれている消火器内の不活性ガスは、輸入検査は不要とした。 | ※ | |
| 2 *(個人使用の空ﾎﾞﾝﾍﾞ)* *通* | 82061 | 都道府県知事への輸入届出が必要。 | 平成8年3月、輸入届出を廃止。 | ※ | |
| 3 *(航空機用酸素ﾎﾞﾝﾍﾞ)* *通* | 85215 | 単独で輸入する場合、輸入許可が必要。 | 平成8年3月、輸入届出を廃止し、陸揚げ都道府県の検査のみとした(なお、輸入許可制が届出制になったのは、平成3年12月)。 | ※ | |
| 4 *(炭酸ｶﾞｽ容器)* *通* | 94517 | 輸入にあたって都道府県知事の許可を得、検査を受ける必要がある。 | 同上。 | ※ | |
| 5 *(検査地の変更の弾力化)* *通* | 94526 | 陸揚げ港を管轄する都道府県に対する高圧ｶﾞｽ輸入届出書の事前提出を求めている。 | 同上。 | ※ | |
| **(2)輸入手続の簡素化** | | | | | |
| 1 *(LPGﾌﾟﾗﾝﾄ用のﾎﾟﾝﾌﾟ・ｺﾝﾌﾟﾚｯｻｰ)* *通* | 82022 | 関係基準類の改正に際しては、事前に内外に周知を図るとともに、一部の試験については外国検査データで代替できることとする。 | 昭和57年4月、左記措置を実施。 | ◎ | |
| 2 *(ｴｱｿﾞｰﾙ製品試験機関)* *通* | 83094 | 昭和58年3月、外国検査機関を我が国の検査機関と同等に認めるとともに、特定の機関に限定しないこととした。 | | ◎ | |
| 3 *(高圧ｶﾞｽが用いられた椅子)* *通* | 91448 | 輸入検査が義務付けられているが、実物検査の免除(平成2年4月)や包括許可制度の導入(平成3年7月)といった輸入手続の簡素化が図られている。 | 平成3年、一定の構造を持つ緩衝装置については、輸入高圧ｶﾞｽの検査対象から除外した。 | ※ | |
| 4 *(高圧ｶﾞｽ保安協会への相談窓口)* *通* | 00201 | 高圧ガス保安協会に外国企業からの相談窓口を設ける。 | 平成4年4月、相談窓口を設置した。 | ◎ | |
| 5 *(手続の簡素化)* *通* | 00201 | 高圧ガス取締法における手続の簡素化を図る。 | 特別充てん許可により高圧ｶﾞｽを充てんするにあたっての包括許可制度の拡充(平成9年5月及び平成10年4月)、特別許可における包括認可制度の導入(平成9年4月)等を行った。 | ◎ | |

## 3. 工業関係等

| 事項名(所管省庁) | 番号 | 対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針 | 現状 | 備考 | |
|---|---|---|---|---|---|
| **(3)冷凍設備** | | | | | |
| 1 *(日本冷凍空調工業会のエアコン自主検定制度への参加ﾏﾆｭｱﾙ)* 通 | 82079 | 日本冷凍空調工業会に対し、海外製造業者への手続きマニュアルを作成するよう要請するとともに、検査データの相互受入れについては、今後両国協会間で協議する。 | 昭和58年2月、ﾏﾆｭｱﾙを作成し米国工業会へ送付。 | ○ | |
| 2 *(高圧冷媒回収装置)* 通(建) | 10204<br>92476 | 米国側の精査結果等を待って米国検査結果の受け入れを行うために速やかに検討を行う。 | 平成9年3月、製造業者の自己確認とする措置を講じた。 | ※ | |
| 3 *(冷凍保安責任者)* 通 | 40303 | 平成9年度中に、指定設備以外の冷凍設備に係る資格者の選任に係る制度の合理的なあり方に関する検討を行い、平成9年度を目途に省令等の改正を行う。 | 平成9年9月、ﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝを冷媒とする自動制御装置付製造設備について、冷凍保安責任者を選任する必要のない範囲を60t／日未満から300t／日未満に引き上げた。 | ○ | |
| 4 *(附属冷凍設備への規制)* 通 | 40304 | 平成9年度中に、その存否の必要性を含め検討し、その検討結果に基づく措置を平成9年度中を目途に実施する。 | 平成10年3月、間接式付属冷凍設備の設計・製造に係る規則を、一般冷凍設備同様に簡素化した。 | ○ | |
| **(4)容器** | | | | | |
| 1 *(ｴｱｿﾞｰﾙ容器の肉厚基準)* 通 | 82007<br>82062 | 安全性の観点から見直し中。 | 平成3年6月、所要の条件を満たすものについては、高圧ガス保安法の適用除外とし、書類の提出をもって輸入検査を不要とした。 | ※ | |
| 2 *(ﾀﾝｸﾛｰﾘｰの安全性)* 通 | 85187 | 昭和62年5月、再検討を行い、高圧ガスの移動の用に供する容器の内容積制限を廃止することとした。 | | ◎ | |
| 3 *(同一容器への複数ｶﾞｽ充てん)* 通 | 30302 | 同一容器への複数充てんが特別許可されるｶﾞｽの種類の追加を平成8年度中にも実施し、さらに、特別充てん許可を要することなく複数の種類のガスを同一容器へ充てん可能にするためのｶﾞｽのｸﾞﾙｰﾌﾟ化を検討し、3～4年の間に逐次実施する。 | 許可の与えられるｶﾞｽの範囲の見直しを行い、平成9年3月に通達の改正により、新しいｸﾞﾙｰﾌﾟを追加した。さらに、平成10年3月、上記以外の他の種類のｶﾞｽのｸﾞﾙｰﾌﾟ化を図り、容器のｶﾞｽ名変更手続きなしに複数のｶﾞｽが充てんが可能となるよう措置した。 | ◎ | |
| 4 *(容器再検査)* 通 | 40305 | 容器再検査全体の今後の在り方を検討しており、今後、早期に結論を得、平成9年度中に結果を出すべく取り組む。 | 平成9年12月、容器再検査及び付属品再検査の周期を整理・延長した（平成10年4月施行）。 | ○ | |
| **(5)その他** | | | | | |
| 1 *(防煙ﾏｽｸ用FRP強化ｱﾙﾐﾆｳﾑ)* 通 | 82052 | 高圧ガス取締法上の技術基準には定めはないが、同法上の大臣特認制度を利用できる。 | 平成9年4月、技術基準を整備し、特認制度を利用せずとも輸入可能となった。 | ※ | |

## 3. 工業関係等

| 事項名(所管省庁) | | | 番号 | 対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針 | 現状 | 備考 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | (ﾊﾞﾈ式安全弁の吹出し係数) | 通 | 93496 | 平成8年3月、従来の係数に加え、JIS B8225による係数等の追加を行った。また、安全弁の規格をJIS等に合せ、吹出し量算定による規格に改正した。 | | ◎ | |
| 3 | (蓄圧式ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾊﾞｽ) | 通 | 94516 | 2倍以上の圧力で降伏しない肉厚が必要であるが、検討する。 | 平成10年4月、ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ式蓄圧式ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄ自動車用蓄圧装置にあっては、2倍以上の圧力で降伏しない肉厚基準を課さないこととした。 | ◎ | |
| **3.労働安全衛生法** | | | | | | | |
| **(1)防爆電気機器** | | | | | | | |
| 1 | (相互承認の推進) | 労 | 30303 | IEC規格等に適合するとの認証を受けた製品については、必要事項を確認し、早急に我が国の型式検定に合格したものと同等の扱いとし、その際、必要に応じて規格の細部等の統一を早急に図る。 | 当面、日・EU間の相互承認について協議を進めるため、平成10年度において、EUの検定制度、規格等の調査を行う。 | | |
| 2 | (外国検査ﾃﾞｰﾀの受入) | 労 | 30303 | 指定外国検査機関制度の広報に努め、積極的に指定を進めることにより、外国検査ﾃﾞｰﾀの受入れを推進する。 | 指定外国検査機関として、英国及びﾄﾞｲﾂのそれぞれ1機関を指定し、検査データを受け入れている。同制度周知のために、(社)産業安全技術協会を通じて広報に努めている。 | ◎ | |
| 3 | (IEC規格以外の調査) | 労 | 30303 | IEC規格以外の規格について、相互認証に向けて今後5年程度を目途に調査検討を行い、逐次必要な措置を講ずる。 | IEC規格以外の規格について、引き続き調査、検討することとしている。 | | |
| **(2)ボイラー** | | | | | | | |
| 1 | (小型ﾎﾞｲﾗｰ) | 労 | 85190 | 模型蒸気機関車のﾎﾞｲﾗｰ及び小型の工業用高圧洗浄機については、使用に関する規制の適用除外の方向で検討を進める。 | 昭和60年11月、左記措置を実施した。 | ◎ | |
| 2 | (電気温水ﾎﾞｲﾗｰ) | 労 | 89372 | 平成元年12月、圧力容器の最小板厚の規定を適用することとした。 また、一定の防食措置が施されたものについては、非鉄金属製の板厚適用を認めた。 | | ◎ | |

## 3. 工業関係等

| 事項名(所管省庁) | | 番号 | 対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針 | 現状 | 備考 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **4.消防法** | | | | | | |
| **(1)危険物** | | | | | | |
| 1 *(危険物の定義等)* | *自* | 85192 | 現在危険物の定義の見直し作業を進めている。また、危険物運搬容器の基準は、関係者からの要望に基づき一定期間毎の見直しを実施しているが、今後一層の促進を図る。 | 平成2年5月、危険物の定義の見直しについては、国際整合性を配慮し、危険物の性質に応じた試験法の導入等を実施した。 | ○ | * |
| 2 *(ｱｿﾞｼﾞｶﾙﾎﾞﾅﾐﾄﾞ)* | *自* | 91441 | 非危険物ではなく、第5類の危険物であることが判明したので、危険物ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽから登録を抹消した。 | 平成3年4月、左記措置を実施。 | ◎ | |
| **(2)ﾀﾝｸ** | | | | | | |
| 1 *(固定屋根付浮屋根ﾀﾝｸ)* | *自* | 82005 | 防災資機材保有義務数等について、当該ﾀﾝｸに適した基準に改善する。 | 昭和57年12月、左記措置を実施。 | ◎ | |
| 2 *(通気口)* | *自* | 85204 | 通気口本体の材料として、ｶﾞﾗｽ繊維強化ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙの使用を認め、都道府県にその旨通知を行った。 | 昭和60年7月、左記措置を実施。 | ◎ | |
| 3 *(IBC(小型ﾀﾝｸ))(液体用輸送ｺﾝﾃﾅ)* | *自* | 93498<br>94511 | 危険物の輸送に、IBC(小型ﾀﾝｸ)又は液体用輸送ｺﾝﾃﾅの使用を認めることについて、海上輸送規制との整合化を図りつつ、検討する。 | 平成7年4月、左記措置を実施。 | ◎ | |
| 4 *(ﾀﾝｸｺﾝﾃﾅ)* | *自* | 21404 | 平成7年2月の政令改正等により、IMOが採択したIMDGｺｰﾄﾞに適合している旨の表示がある国際輸送用ﾀﾝｸｺﾝﾃﾅについては完成検査前検査を廃止した。 | | ◎ | |
| **(3)その他** | | | | | | |
| 1 *(給油ホースの長さ)* | *自* | 93497 | 平成5年7月、給油取扱所の固定給油設備のホースの長さを5m以下とすることとした。 | | ◎ | |
| 2 *(ｴｱｿﾞｰﾙ式簡易消火器)* | *自* | 82045 | 検定を必要とせず販売が可能となるよう省令改正を行う。 | 昭和57年11月、左記措置を実施(昭和58年1月施行)。 | ◎ | |
| 3 *(ｶﾞｽ乾燥機)* | *自* | 00204 | 日本ｶﾞｽ機器検査協会において、諸外国との間で相互認証の推進を図るとともに、外国検査機関の試験結果を活用する制度の運用を図る。 | 平成5年10月、一定の条件の下、ｱﾒﾘｶｶﾞｽ研究所の試験結果を活用することとした。 | ○ | |

## 3. 工業関係等

| 事項名(所管省庁) | | 番号 | 対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針 | 現状 | 備考 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 4 (ﾅﾄﾘｳﾑ硫黄電池) | 自 | 10302 | 電気自動車用電池として使用する場合の安全性等について平成6年度から検討を行い、その結果を踏まえ、平成8年度を目途に当該品目に係る危険物の規制の緩和を行う。 | 安全性の調査検討委員会を設置し、調査・検討を行ったが、外国での事故の多発により、当該電池の生産が中止され、安全性の確認はできなかった。 | | * |
| **5.化学物質** | | | | | | |
| 1 (新規化学物質の公示) | 厚通労 | 85184 | 諸外国で安全性が確認されている新規化学物質について使用可能物質として公示する制度を創設する。 | 安全性の確認に際しては、OECD－GLP基準を満たしていれば国外のデータも受け入れる。安全性が確認された新規化学物質については、官報に公示する。 | ◎ | |
| 2 (試験負担の軽減) | 厚通労 | 85184 | 簡易な評価方法を採用し、試験に係る負担の軽減を図る。 | 「微生物を用いる変異原性試験」等を採用し、負担軽減を図っている。 | ◎ | |
| 3 (高分子化合物の届出不要範囲の拡大) | 厚通労 | 85184 | 届出不要範囲を拡大する方向で検討する。 | 昭和61年、労働安全衛生法上に関しては、一定の条件を満たすものにつき届出を不要とした。他法令関係については検討中。 | ○ | |
| 4 (輸入届出を要しない少量新規化学物質の適用上限の引き上げ) | 厚通(労) | 85186 | 厚生省、通産省は、環境汚染防止のため困難。今後新たに化学的知見が得られた場合は、改めて協議を行う。申出機会は、現行の年3回を年4～5回に拡大する。 | 昭和62年3月、適用上限の引上げを行った。 | ◎ | |
| | (厚)(通)労 | 85186 | 労働省は、労働災害防止のため困難。今後新たに化学的知見などが得られた場合には改めて協議を行う。 | 新たな化学的知見が得られていないため、適用上限の引き上げは困難。 | | |
| 5 (既存化学物質等) | 厚通 | 85223 | 税関へ提出する一定の様式を廃止し、手続の簡素化を図る。 | 昭和61年3月、左記措置を実施した。 | ◎ | |
| 6 (加工羊毛のｲﾝﾎﾞｲｽ裏書証明) | 通 | 87322 | ﾃﾞｨﾙﾄﾞﾘﾝ不使用加工羊毛のｲﾝﾎﾞｲｽ裏書証明手続を簡略化する。 | 昭和63年2月、左記措置を実施した。 | ◎ | |
| **6.外国為替及び外国貿易管理法** | | | | | | |
| **(1)事前確認制度等** | | | | | | |
| 1 (日本刀) | 文通警 | 85164 | 輸入割当審査期間を現在の3週間程度から4～5日に短縮する。 | 昭和60年4月、左記措置を実施した。 | ◎ | |
| 2 (ｿﾌﾄｳｪｱの技術導入の関する事前届出制) | 大通 | 87295 | 事前届出制を事後届出制に改めることはできない。 | 平成4年1月、事前届出制から事後報告にした。 | ※ | |

## 3. 工業関係等

| 事項名(所管省庁) | 番号 | 対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針 | 現状 | 備考 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 3 (石炭輸入の事前確認制度) 通 | 11206<br>21308<br>31311 | 輸入制限効果は全くなく、輸入者の事務負担も必要最小限となるよう配慮しているが、平成8年度までに抜本的な見直しを行うこととしている。 | 平成8年6月、事前確認制度を廃止した。 | ◎ | |
| 4 (EU産絹織物の原産地証明) 通 | 20301 | EU域内の非原産国の公的機関が発行する原産地証明書により通関できるよう、平成7年度内に必要な措置を講じる。 | 平成7年3月、非原産国の公的機関が発行する原産地証明書を受付可能とした。 | ◎ | |
| 5 (絹製混交織織物等) 通 | 30301 | 事前確認の申請が本省扱いとなっている絹製混交織織物等について、申請者の負担軽減のため、地方通商産業局経由で平成8年4月から受付を行う。事前確認申請書の簡素化については、弾力的な運用を行い、関係者にその旨周知する。その他申請手続きの簡素化についても今後とも見直しを行う。 | 平成8年3月、事前確認申請書の簡素化については、写真等の提出により、申請通りの貨物か否かを判断することも可能となる場合には一部記入項目の記載免除など、事例に応じた弾力的な運用を行うこととした。 | ○ | |
| **(2)輸出貿易管理令** | | | | | |
| 1 (ｺｺﾑ非該当証明手続) 通 | 92477 | 平成7年9月、非該当証明を廃止した。 | | ◎ | |
| 2 (戦略物資の返品輸出) 通 | 10501 | 許可権限を通産大臣から税関長に委任する制度は、平成6年度中を目途に対象地域の拡大を行う。 | 平成8年、ﾜｯｾﾅｰ・ｱﾚﾝｼﾞﾒﾝﾄの設立に伴う政令改正により、通産大臣から税関長に許可権限を委任する制度を廃止した。 | | |
| **(3)その他** | | | | | |
| 1 (不良品返品の際のﾊﾟﾗﾒｰﾀｼｰﾄ提出義務) 通 | 00305 | 一定の要件の下に、原本ではなく写しでも可とする。 | 平成5年4月、左記措置を実施。 | ◎ | |
| 2 (貿易関係貿易外支払等報告書等の一本化) 大 通 | 00306 | 「貿易関係貿易外支払等報告書」と「貿易外支払報告書」について、報告書作成者の負担とならないような方向で報告書様式の見直し等を検討する。 | 平成10年3月、「貿易関係貿易外支払等報告書」を廃止した。 | ※ | |
| 3 対外直接投資 大 | 11402 | 平成6年3月、対外直接投資に係る届出不要限度額を「3千万円相当額」から「1億円相当額」に引上たところである。 | 平成10年4月、事前届出制（審査付）を原則事後報告・一部事前届出制（審査付）に移行した。 | ※ | |
| **7.電気事業法等** | | | | | |
| **(1)発電設備** | | | | | |
| 1 (内燃機関の技術基準) 通 | 40301 | 平成9年3月末までに、電気事業法に基づく技術基準を、ISO等の国際的な基準に整合的なものにする。 | 平成9年3月、原則として機能性基準化し、ASME等海外規格に適合する製品の輸入を可能とした。 | ◎ | |

## 3. 工業関係等

| 事項名(所管省庁) | 番号 | 対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針 | 現状 | 備考 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 2 (日本内燃力発電設備協会の認定制度) 通 | 40301<br>31306 | 日本内燃力発電設備協会の自家発電装置の認定制度について、法的義務があるような外観を作り出さないよう同協会を指導する。 | 左記協会に対して同協会の認定制度が誤解を与えないよう指導した。また、同協会は第三者に誤解を与えないような和文及び英文ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄを作成した。 | ◎ | |
| **(2)CATV** | | | | | |
| 1 (電気設備に関する技術基準) 通 | 41601 | 電気設備に関する技術基準は、平成8年度を目途として機能性化作業を進めている。 | 平成9年3月、機能性基準化した。 | ◎ | |
| 2 (電話サービス事業に係る占用期間) 建 | 41602 | 第一種電気通信事業者の免許を取得したCATV事業者がCATVｹｰﾌﾞﾙによる電話ｻｰﾋﾞｽを行う場合の占用期間のあり方は、道路占用の実態等を踏まえて、検討する。 | これまでに当該事案に係る占用申請の事実を承知していないところであるが、実際に申請があれば、占用期間について第一種電気通信事業者の10年を適用することとする。 | ◎ | |
| **8.電気用品** | | | | | |
| **(1)国際規格との整合化** | | | | | |
| 1 (IEC規格の受入) 通 労 | 21307 | 原則としてIEC規格を受入れており、IEC規格に基づく相互ﾃﾞｰﾀ活用ｽｷｰﾑの利用が可能。 | 電気製品の安全基準について、 平成9年度末にIEC規格に一層の整合化を行った。 | ※ | |
| 2 (米国UL基準の受入) 通 | 85200 | 米国のUL基準で認められている電気殺虫器の輸入について安全上特に問題がないことを確認の上型式承認を行う方向で対処する。 | 平成9年度末にIEC規格に整合化しており、UL基準がIECに整合化した基準に適合するものであれば、安全上特に問題がないことを確認の上型式認証を行うことができる。 | ○ | |
| 3 (ｱｰｽのﾋﾟｽ呼び径) 通 | 90426 | 平成2年7月、技術基準を改正し、4.0mmを3.5mmに変更した。 | | ◎ | |
| **(2)型式認可** | | | | | |
| 1 (ﾃﾚﾋﾞ)(靴の保温・乾燥器)(電気掃除機)(調理器)(反射投影器) 通 | 85188<br>87260<br>89377<br>92478<br>94519 | 型式認可が必要。 | 平成7年7月、家電製品等の甲種電気用品117品目が乙種電気用品へ移行されたことに伴い、型式認可は不要となった。 | ※ | |
| **(3)その他** | | | | | |
| 1 (電気用品取締法の技術基準の英訳) 通 | 20303 | 日本電気用品試験所が行っている電気用品取締法の技術基準の英訳を引き続き進めるよう働きかける。 | 平成10年度中に英訳が完了する予定。 | ○ | |
| 2 (ｾﾐﾅｰへの協力) 通 | 20303 | 外国の試験機関等が主催するｾﾐﾅｰについて、日本電気用品試験所に対して協力を行うよう働きかける。 | 平成6年度から台湾においてｾﾐﾅｰを実施。 | ◎ | |

## 3. 工業関係等

| 事項名(所管省庁) | 番号 | 対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針 | 現状 | 備考 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 3 *(英文による申請)* 通 | 20303 | 登録、型式承認の手続に際しては、英語の使用を認めることの可能性について検討する。 | 検討した結果、言語の相違から内容解釈の差異が派生するおそれがあるため英文申請は認められない。なお、外国試験機関ﾃﾞｰﾀの活用等により、日本語申請の負担は軽減されている。 | ○ | |
| **9.水道関係** | | | | | |
| 1 *(黄銅製給水栓)(再掲)* 厚(通)(労)(建) | 83106<br>89372<br>89384<br>90398<br>90401 | 腐食が起きやすく問題がある。 | 平成2年4月、日本水道協会の基準を改正し、黄銅製給水栓が使用できるようにした。平成9年3月、同協会の承認制度自体を廃止した。 | ※ | |
| 2 *(給水器具の型式承認)* 厚(建) | 00104<br>10106<br>30501<br>90425<br>93493<br>93505 | 日本水道協会において、主要な外国規格の安全性を検討し、型式承認基準の見直しを行う。 | 平成9年3月、日本水道協会の型式承認制度自体を廃止した。同時に基準の性能基準化を図るため、WTO協議を経て、政省令を制定した(平成9年10月施行)。これにより、製造業者等による自己認証を基本とし、第三者による認証を義務づけない制度となった。 | ◎ | |
| **10.計量法** | | | | | |
| **(1)運用** | | | | | |
| 1 *(弾力的な運用)* 通 | 40302 | 海外各国におけるSI単位への統一動向を踏まえ、輸入活動や消費生活に支障をきたさないような計量法の弾力的な運用を進める。 | 平成10年6月時点で5件の運用実績がある。 | ◎ | |
| 2 *(非法定計量単位に係る販売規制)* 通 | 40302 | 弾力的な運用を実施した場合、これを速やかに公表し、周知徹底を行う。また、運用の実績が蓄積されたときは、計量法の販売規制の対象に係る基準の設定を検討し、基準を設定した場合は速やかに、公表し、周知徹底を行う。 | 現時点では、基準等を設定するために十分な事例が少ないため、今後とも個別ｹｰｽ毎の判断を継続し、実績を蓄積した上で、基準等を検討し、設定する予定。 | | * |
| **(2)血圧計** | | | | | |
| 1 *(外国検査ﾃﾞｰﾀの受入)* 通 | 84155 | 当面困難であり、ＯＭＩ(国際法定計量機関)での検討結果を踏まえ対応する。 | 引き続きＯＭＩで検討中であるが、当面合意ができそうもないことから、外国ﾃﾞｰﾀの受入れは当面困難。 | ○ | * |
| 2 *(ｼｰﾙによる表示)* 通 | 84155<br>93495 | 血圧計である旨表示がない場合、シールによる表示が必要である。 | 平成9年3月、ｼｰﾙ表示義務を廃止した。 | ※ | |

## 3. 工業関係等

| 事項名(所管省庁) | | 番号 | 対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針 | 現状 | 備考 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **(3)ｱﾈﾛｲﾄﾞ型血圧計** | | | | | | |
| 1 *(検定の処理期間)* | *通* | 93495 | 計量検定所を指導し、受付から検定終了まで3～4日で処理することとした。 | 平成7年10月に計量検定所を指導した。 | ◎ | |
| 2 *(相互承認の推進)* | *通* | 93495 | 計量器の規制に係る外国試験機関の検査データの相互受入れについて欧州諸国と協議を開始したところ。今後これを積極的に推進する。 | 引き続きＯＩＭＬで検討中であるが、当面合意ができそうもないことから、外国ﾃﾞｰﾀの受入れは当面困難。 | ○ | * |
| 3 *(指定製造事業者制度)* | *通* | 93495 | 今後とも、積極的に同制度の運用を図る。 | 現在、新たな申請はないが、英文パンフレットによる同制度の広報に努めている。 | ○ | * |
| 4 *(英文ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ)* | *通* | 93495 | 平成5年夏を目途に作成し、関係者に配付する。 | 平成9年12月、左記措置を実施。 | ◎ | |
| 5 *(検査手続の必要性・迅速化)* | *通* | 93495 | 検定の必要性について、計量行政審議会に報告する。また、都道府県等に対し、事務の迅速化について引き続き協力を要請する。 | 平成9年2月、計量行政審議会において報告済。 | ○ | |
| **11.家庭用品品質表示** | | | | | | |
| 1 *(英語表示できる繊維の名称の追加と品目範囲の拡大)* | *通* | 83102 | 多くの消費者にとって、理解しうるかどうか、慎重に検討を行う。 | 平成9年、COTTON等の用語表示を繊維製品全般に拡大するとともに、「NYLON、POLYESTER、RAYON、ACETATE」等の英語表示を可能とした。 | ◎ | |
| 2 *(洗濯の取扱表示)* | *通* | 83102<br>87327 | ISOで国際的な統一に向けて検討を行っている。 | 平成9年4月のISO国際会議で「家庭洗たく等取扱方法」の検討方法の見直しが行われ、我が国も積極的に参加している。 | ○ | * |
| **12.消費生活用製品安全法** | | | | | | |
| 1 *(特定製品の指定解除)* | *通* | 85189 | 指定8品目中、指定を直ちに解除できる品目はない。 | 平成8年1月、炭酸飲料びん詰及び炭酸飲料を充てんするためのガラスびんの2品目の指定解除を行った。 | ※ | |
| **13.その他** | | | | | | |
| 1 *(モデルロケット)* | *通* | 94512 | 玩具煙火の点火具を輸入、販売する場合の規制について、施行規則の改正(平成7年10月)等により、模型ロケット用の噴射推進器であって火薬20g以下のもの及び点火具であって火薬0.1g以下のものを玩具煙火と指定し、当該噴射推進器及び点火具については販売の許可、譲渡・譲受の許可、消費の許可等を不要とする。 | | ◎ | |

## 3. 工業関係等

| 事項名(所管省庁) | | 番号 | 対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針 | 現状 | 備考 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 郵 | 95539 | 一定の条件を満たせば郵便物として取り扱えることとした。 | 平成10年 3月、左記措置を実施。 | ◎ | |
| 2 | (OECDﾃｽﾄ受検農業.トラクター) 農 | 87316 | 型式検査の現在の申込受付回数は年 3回だが、OECDﾃｽﾄ受検機については常時受付ける方向で実施機関と検討する。 | 昭和63年 4月、左記措置を実施。 | ◎ | |